2026 年 11 月 10 日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

「トータルライフサポート信託」の特別約定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
2026 年 12 月 10 日より、「トータルライフサポート信託」（八王子支店・八王子駅前支店限定商品）の特別約定を改定いたします。

＜改定日＞　2026 年 12 月 10 日（木）
＜改定内容＞ 民法改正に伴う改定

特別約定の改定内容については、＜新旧対照表＞(下線部：変更部分)をご参照ください。

本商品は、八王子支店・八王子駅前支店でのみ取り扱っております。詳細については取扱店までお問い合わせください。

＜新旧対照表＞

改定前	改定後	改定理由
第７条（当社による解約） (1) 当社は、経済情勢の変化その他の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難となったと認めたとき、または、指定先との間でトータルライフサポート信託の取扱いを終了することについて合意したときは、委託者または受益権を取得した後の第２受益者に対し、解約日の１ヵ月前に書面で通知を行うことにより、この信託を解約することができるものとします。この場合、当社は、その責に帰すべき事由によって解約した場合を除き、解	**第７条（当社による解約）** (1) 当社は、経済情勢の変化その他の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能もしくは著しく困難となったと認めたとき、または、指定先との間でトータルライフサポート信託の取扱いを終了することについて合意したときは、委託者または受益権を取得した後の第２受益者に対し、解約日の１ヵ月前に書面で通知を行うことにより、この信託を解約することができるものとします。この場合、当社は、その責に帰すべき事由によって解約した場合を除き、解	民法改正に伴う用語変更

改定前	改定後	改定理由
約によって生じた損害について、その責を負わないものとします。この場合、約款に定める解約手数料は不要とします。 (2) 信託財産もしくは受益権を対象とする遺留分減殺請求がなされた場合またはこの信託契約に抵触する内容の委託者の遺言が発見された場合は、当社はこの信託を解約することができます。この場合、当社は、解約によって生じた損害について、その責を負わないものとします。 (3) 前２項の場合、当社は委託者または受益権を取得した後の第２受益者に信託財産を金銭で交付します。	約によって生じた損害について、その責を負わないものとします。この場合、約款に定める解約手数料は不要とします。 (2) 信託財産もしくは受益権を対象とする遺留分侵害額請求がなされた場合またはこの信託契約に抵触する内容の委託者の遺言が発見された場合は、当社はこの信託を解約することができます。この場合、当社は、解約によって生じた損害について、その責を負わないものとします。 (3) 前２項の場合、当社は委託者または受益権を取得した後の第２受益者に信託財産を金銭で交付します。	

以上